

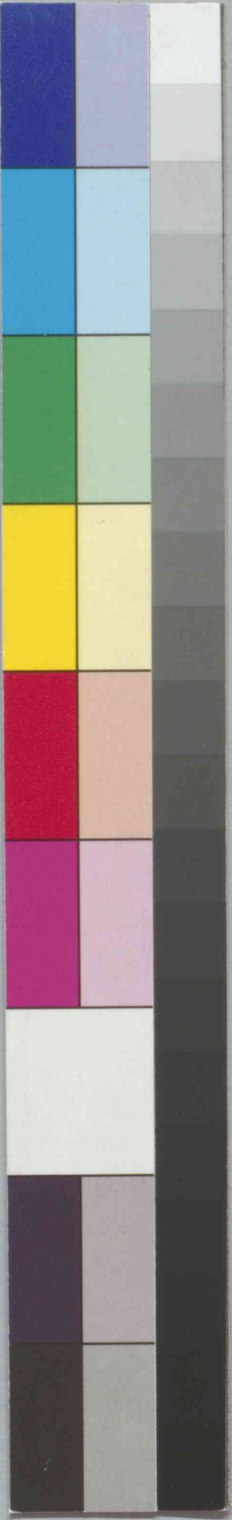
政治經濟講演會講演集第六十一輯昭和十二年

フランク・ダーバル著

歐洲平和の代償

國政研究會

中  
馬  
島  
立  
文  
庫



7169

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008番



No. ....


昭和十二年

八月十五日稿

本壇

提述

國政研究會

11-11. 2.000

10x20

12.8.15,





The Price of European Peace

Frank J. S. J. J.

歐洲平和の代償

ケンブリッジ大学講師

フランタ・ターバル氏著

ロンドン・ウイリアム・ホッジ出版

一九三七年五月版

入目十...



本書は、本年五月ロンドンに於て、出版せ  
 られたるものにして、題して「歐洲平和の代償  
 と云ふ。本書の著者は、ケンブリッジ大学に  
 於て、外交問題の教授する講師なるのである。  
 本書は、歐洲の平和に對しては、各國家は  
 如何なる犠牲を拂はねばならぬかを説述した  
 ものである。本書の全体を通じて、斯、了  
 問題に對する著者の理想を窺ひて居るものな  
 りがある。歐洲大戰後、種々の平和主義を奉  
 ずる人々に依つて、其の内容及稱の異つても

國政研究會

Handwritten notes in a grid format, including the title "歐洲平和の代償" and other illegible text.







限り、平和的に自国の存立を確保せんとす。の  
 執意は欠いて居るもので、甘いと考へて居る  
 のである。従つて、各国家の心算に斯る平  
 和希求の念が存する限り、其處に平和の中に  
 戦争を回避し得る。各國の受諾し得る諾前提を  
 示す事は最も必要である。考へて居る。である  
 了。

本署には、其の前部に於て、前ハンガリー  
 首相ステフェン・ペスレ伯爵、南阿聯邦司法  
 大臣J.C.スマッツ將軍の批判あり、之等の

(Faint mirrored handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page)



兩者とも 共に本書の余りとも理想に走り、  
 現実とを現視せる事を指摘して居るのであるか、  
 茲に其の大意を紹介して置いたのである。  
 本書の内容は次の如くである。

序論

「持たざる国」

第一章 ドイツ

第二章 イタリア

第三章 ハンガリー、オーストリア、

ブルガリア、リトアニア

Handwritten text in a grid format, appearing to be a continuation of the notes or a separate page of writing. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.







序論

此の著者は、次の二つの假定の立つて居るものがある。即ち一、現代の政州は、其の大多数の国民、政府の欲せざるにも拘りず、今や戦争の危機に直面しつゝある事。二、此の来る可き戦争は、勝者、敗者、中立者の何れに対しても、同様に大なる悲劇を招来するものである事。此の悲劇に比すれば、平和技術の進歩に依るは、此の悲劇に比すれば、平和技術の高價であるとは云ひ得ない事がある。

序論

此の著者は、次の二つの假定の立つて居るものがある。即ち一、現代の政州は、其の大多数の国民、政府の欲せざるにも拘りず、今や戦争の危機に直面しつゝある事。二、此の来る可き戦争は、勝者、敗者、中立者の何れに対しても、同様に大なる悲劇を招来する事。此の悲劇に比すれば、平和技術の進歩に依るは、此の悲劇に比すれば、平和技術の高價であるとは云ひ得ない事がある。











して、再び欧州大戦の大惨禍を回避して、欧  
 州の平和を維持せんと欲するならば、其れが  
 代償として当然に払はれる可きものがあり、  
 而かも其の代償の主要なる第一次的部分をな  
 すものと信じて居るのである。而し更に著者  
 は、欧米の主権概念を基礎として考へる時、  
 主権の内容が各国家の完全なる独立を意味し、  
 他国に対する絶体的存在を示す限り、一切  
 の莫に於て、即ち人種、種族、軍部の諸莫、  
 物質的、精神的に、更に実法的法律的に其の

11. 11. 2000



均衡の狀態を創造する事は、不可能なりと考へ、此の欧州の國家を「持てる國」と「持たざる國」とに分離する危險を完全に終絶せしむる事は望まれまいとするのである。従つて以前の如き主權が、各國家の中に存する限りの如何に國境が再劃定せられ、條約が他の言葉に換へられようとも、其の自身が、美の均衡狀態を導き出すとも考へられまいのである。

更に、現存の條約の改訂、國境の再劃定と

均衡の狀態を創造する事は、不可能なりと考へ、此の欧州の國家を「持てる國」と「持たざる國」とに分離する危險を完全に終絶せしむる事は望まれまいとするのである。従つて以前の如き主權が、各國家の中に存する限りの如何に國境が再劃定せられ、條約が他の言葉に換へられようとも、其の自身が、美の均衡狀態を導き出すとも考へられまいのである。

更に、現存の條約の改訂、國境の再劃定と



稱する牙一次的代償が払われ得たとしても、  
 更に各国家が自国内に於て生存する少数民族  
 を虐政し、他国の経済上、軍事上の最も重要  
 なる利益を乱用する事の実があつては、平  
 和の招待は望めないがある。従つて、各国  
 家は、自国内の少数民族の処置待遇に關し、  
 更に他国の存在に關する重要な経済的軍事  
 的諸利害を乱用するの權利を制限せられねば  
 ならぬ。従つて、斯る主張は全く一の既存の  
 主権概念の否定であり、其水は明白に、歐洲

更に、他国の経済上、軍事上の最も重要な  
 利益を乱用する事の実があつては、平和の  
 招待は望めないがある。従つて、各国家は、  
 自国内の少数民族の処置待遇に關し、更に  
 他国の存在に關する重要な経済的軍事的  
 諸利害を乱用するの權利を制限せられねば  
 ならぬ。従つて、斯る主張は全く一の既存の  
 主権概念の否定であり、其水は明白に、歐洲



聯邦國 (United States of Europe) の創  
 告を意味するものがある。斯くして本書の著  
 者は歐洲聯邦國の建設にそは、歐洲各國の平  
 和を希望する者にとつて托はれおはなう如く  
 二の代償であるとするのである。  
 著者は本書に於て、以上の條約の改訂、柱  
 民地の再分配に於て、具體的実行方法、或は  
 彼の理想とする歐洲聯邦國の憲法草案に對す  
 る暗示<sup>暗示</sup>を茲に示して居るものがある。然し  
 し下ら、以上の諸種の理想も、若しも歐洲の

11-11. 2000  
 10x20



各国家にして其の平和を希おし、且つ各国家の政治家達が實際的な政治を行はんとする限り、其水は明らかた將來に於て企畫せられたる可きものがあるに信ずるのである。

戦争は各国家に対して相効的、~~商~~商切有效なる抑制が与へられ得り、永久に防止し得べしであらう。此の意味に於て、理想とせらるる、欧州聯邦国で一つの完全なる集團的保障手段を有し、侵略国に對する充分なる抑制を講ずるのでなければならぬ。欧州に於ける

各国家にして其の平和を希おし、且つ各国家の政治家達が實際的な政治を行はんとする限り、其水は明らかた將來に於て企畫せられたる可きものがあるに信ずるのである。

戦争は各国家に対して相効的、~~商~~商切有效なる抑制が与へられ得り、永久に防止し得べしであらう。此の意味に於て、理想とせらるる、欧州聯邦国で一つの完全なる集團的保障手段を有し、侵略国に對する充分なる抑制を講ずるのでなければならぬ。欧州に於ける



戦争は不可避だとする者も、此の戦争に依つて何人も利益を得ない者は、既に承知の上なのである。勝者、敗者は云ふに及ばず、申立者と雖も戦争の惨禍は避けるべからぬであらう。此の惨状を知悉する人々が、之に對する回辭の手段として何もかをも考へるは義務であり、利益向のである。

戦争は不可避だとする者も、此の戦争に依つて何人も利益を得ない者は、既に承知の上なのである。勝者、敗者は云ふに及ばず、申立者と雖も戦争の惨禍は避けるべからぬであらう。此の惨状を知悉する人々が、之に對する回辭の手段として何もかをも考へるは義務であり、利益向のである。



茲に於て、著者は、「持たざる」国と「持  
 てる」国とに關する概略的説明をなし、前者  
 の中の主要国としては、ドイツ、イタリー、  
 ハンガリー、オーストリア、ブルガリア、リ  
 トアニア等を擧げ、後者としては、英佛に關  
 して説明して居るがである。更に其の中間的  
 存在として、現在のソビエツトロシアを擧げ、  
 コムニズムとフアンズムに關する対立を述べ  
 て居るがである。之等に関する説明も、可成  
 り抽象的であり、具体的な数学例證を欠いて

Blank page with a faint grid pattern.



居るのがある。従つて紙敷の肉係上、ドイツ、  
 イタリイに關して著者云ふ所を、簡單に求  
 べるとある。

ドイツ

今日、戦争の危険に想は起すものは、第  
 一にドイツに關して考へるのである。一九三  
 五年の不法な再軍備、一九三六年のライン  
 ランドの條約無視の出兵等は、ドイツの歐洲  
 平和に対する態度を欠く事案の證據と云ふ

1. 日本は、東洋の覇権を握る。

2. 日本は、東洋の覇権を握る。

3. 日本は、東洋の覇権を握る。

4. 日本は、東洋の覇権を握る。

5. 日本は、東洋の覇権を握る。

6. 日本は、東洋の覇権を握る。

7. 日本は、東洋の覇権を握る。

8. 日本は、東洋の覇権を握る。

9. 日本は、東洋の覇権を握る。

10. 日本は、東洋の覇権を握る。



得るであらう。ドイツは、欧州中の「持たさ」  
 るの中は於て、最も反抗し得る状態に在る  
 国である。ドイツの人口は、遙かに離れ左に  
 レヤは割とする時、最も大であり、西方の諸  
 国殊に英國佛国に對しても、其の出生率は遙  
 かに高いのである。又ドイツの現在の組織は  
 最も軍事的に完成せられ、あり、傳統の軍  
 人的精神は少しも揺らぐは居らぬのである。  
 然るに、此のドイツは、最も国防資源の欠乏  
 せる国家である。従つて、ドイツは、現在に

Handwritten text in a grid format, appearing as bleed-through from the reverse side of the page. The text is mirrored and difficult to decipher due to the bleed-through effect.



於ては、其の隣邦国たるオーストリア、  
 ツコスロバキヤ、ポーランドより、其の不足  
 の諸原料を獲得せむに方ならぬ状態にあり、  
 一、之等の諸国家にして其の輸出を拒否する  
 時には、自己の武力に訴へるも之をなすに  
 可く、此の事が、再度の世界大戦の口火と  
 なる疑念は充分にあるのである。  
 ドイツは、一九一四年前のウィルヘルム、  
 一九三二年後のヒットラーの言行を見れば、甚  
 しく好戦的と云ふ印象を、世界の各人に與へ

國政研究会

於ては、其の隣邦国たるオーストリア、  
 ツコスロバキヤ、ポーランドより、其の不足  
 の諸原料を獲得せむに方ならぬ状態にあり、  
 一、之等の諸国家にして其の輸出を拒否する  
 時には、自己の武力に訴へるも之をなすに  
 可く、此の事が、再度の世界大戦の口火と  
 なる疑念は充分にあるのである。  
 ドイツは、一九一四年前のウィルヘルム、  
 一九三二年後のヒットラーの言行を見れば、甚  
 しく好戦的と云ふ印象を、世界の各人に與へ



へて居るものであります。如  
 千入政權の確立と共に、  
 かりと云はれ居る。然し乍ら、  
 人間としての本質は、決して此  
 書かすのもうござらぬ。ドイツ  
 著し、親切であり、慈善的であ  
 り永き丁史のよき文化は、之を  
 しと居る。唯今日ドイツと  
 こ侵略的の印象を與へる所も  
 9のエルカイエの屈辱構和に基  
 諸種の國

手入政權の確立と共に、  
 かりと云はれ居る。然し乍ら、  
 人間としての本質は、決して此  
 書かすのもうござらぬ。ドイツ  
 著し、親切であり、慈善的であ  
 り永き丁史のよき文化は、之を  
 しと居る。唯今日ドイツと  
 こ侵略的の印象を與へる所も  
 9のエルカイエの屈辱構和に基  
 諸種の國



民生活に於ける急迫が、余儀なく之を強ひて  
 居ると見、外は右いりである。ドイツ人の本  
 質を理解し、ドイツ人の歴史を理解する者は、  
 現在の一持たせの「状態が、ドイツを以て侵  
 略的たらしめ、居る事を知らざれば、俾英  
 米に對して平等の国際地位に立つて、即ち、  
 「持つ國」となる時は、至く其の状態は変  
 化するであらう。  
 今日、ドイツに對する各國の態度は、必ず  
 し、此の侵略的準備に對して反抗するとも

國政研究會

(Faint mirrored handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page)



考へられな<sup>い</sup>が、<sup>は</sup>英国の<sup>実</sup>際<sup>的</sup>政治家  
 達か、<sup>は</sup>假令<sup>は</sup>佛<sup>国</sup>、<sup>は</sup>対<sup>独</sup>抗<sup>争</sup>が<sup>主</sup>張<sup>せ</sup>る<sup>は</sup>た<sup>と</sup>  
 し<sup>て</sup>も、<sup>は</sup>之<sup>に</sup>対<sup>し</sup>て<sup>は</sup>日<sup>本</sup>の<sup>容</sup>易<sup>に</sup>賛<sup>成</sup>す<sup>る</sup>努<sup>め</sup>は<sup>な</sup>  
 く、<sup>は</sup>イ<sup>タ</sup>リ<sup>ヤ</sup>の<sup>現</sup>状<sup>は</sup>ド<sup>イ</sup>ツ<sup>と</sup>一<sup>派</sup>相<sup>通</sup>す<sup>る</sup>  
 事<sup>の</sup>こ<sup>ろ</sup>を<sup>考</sup>へ、<sup>は</sup>之<sup>に</sup>対<sup>し</sup>て<sup>は</sup>反<sup>撃</sup>す<sup>る</sup>事<sup>は</sup>勿<sup>論</sup>  
 考<sup>へ</sup>ら<sup>れ</sup>た<sup>い</sup>が、<sup>は</sup>之<sup>に</sup>対<sup>し</sup>て<sup>は</sup>一<sup>九</sup>一<sup>四</sup>年<sup>前</sup>の<sup>同</sup>盟  
 国<sup>が</sup>あ<sup>る</sup>た<sup>オ</sup>ス<sup>ト</sup>リ<sup>ヤ</sup>、<sup>は</sup>ハン<sup>ガ</sup>リ<sup>ヤ</sup>、<sup>は</sup>ブル  
 ガ<sup>リ</sup>ヤ<sup>の</sup>諸<sup>国</sup>の<sup>ド</sup>イ<sup>ツ</sup>に<sup>対</sup>す<sup>る</sup>態<sup>度</sup>は、<sup>甚</sup>し  
 く<sup>は</sup>軟<sup>弱</sup>な<sup>り</sup>、<sup>且</sup>フ<sup>ハ</sup>ン<sup>ガ</sup>リ<sup>ヤ</sup>に<sup>対</sup>す<sup>る</sup>ド<sup>イ</sup>  
 ツ<sup>の</sup>外<sup>交</sup>的<sup>成</sup>功<sup>は</sup>、<sup>最</sup>近<sup>は</sup>欧<sup>州</sup>外<sup>交</sup>界<sup>の</sup>エ<sup>ピ</sup>ソ

1. 大... 2. ... 3. ... 4. ... 5. ... 6. ... 7. ... 8. ... 9. ... 10. ... 11. ... 12. ... 13. ... 14. ... 15. ... 16. ... 17. ... 18. ... 19. ... 20. ... 21. ... 22. ... 23. ... 24. ... 25. ... 26. ... 27. ... 28. ... 29. ... 30. ... 31. ... 32. ... 33. ... 34. ... 35. ... 36. ... 37. ... 38. ... 39. ... 40. ... 41. ... 42. ... 43. ... 44. ... 45. ... 46. ... 47. ... 48. ... 49. ... 50. ... 51. ... 52. ... 53. ... 54. ... 55. ... 56. ... 57. ... 58. ... 59. ... 60. ... 61. ... 62. ... 63. ... 64. ... 65. ... 66. ... 67. ... 68. ... 69. ... 70. ... 71. ... 72. ... 73. ... 74. ... 75. ... 76. ... 77. ... 78. ... 79. ... 80. ... 81. ... 82. ... 83. ... 84. ... 85. ... 86. ... 87. ... 88. ... 89. ... 90. ... 91. ... 92. ... 93. ... 94. ... 95. ... 96. ... 97. ... 98. ... 99. ... 100. ...



1 ドと右に居る位なりである。ホランダ、  
 ルーマニア、ユーゴスラビア等は、各名目的  
 に日佛國と同盟國であつたとしても、其の各  
 國の心情は、必ずしもドイツに對して不利で  
 はないのである。之等の小國は、歐洲の均衡  
 を希望して居るものにはあるが、最近の佛國  
 の傾きを行く勢力と、ドイツの強行力とを  
 考へ、更にドイツと口を合はせ、關係を考慮し  
 2、次第にドイツに對して媚態を呈しつゝ、  
 ある程度ある。又、日独協定は、遂に其の兩

1 ドと右に居る位なりである。ホランダ、  
 ルーマニア、ユーゴスラビア等は、各名目的  
 に日佛國と同盟國であつたとしても、其の各  
 國の心情は、必ずしもドイツに對して不利で  
 はないのである。之等の小國は、歐洲の均衡  
 を希望して居るものにはあるが、最近の佛國  
 の傾きを行く勢力と、ドイツの強行力とを  
 考へ、更にドイツと口を合はせ、關係を考慮し  
 2、次第にドイツに對して媚態を呈しつゝ、  
 ある程度ある。又、日独協定は、遂に其の兩



國の防共意識を高揚す。防共より攻撃に発  
 展す。可能性は充分にある。此の兩  
 國は共に、北と南の發展に對しては、暗鬼疑心  
 を抱き、恐怖を抱く必然の理由あり。此の共  
 通の敵に反撃する時期は必ず来る。此の防  
 衛の協定に非ずして、トイツは、ヒツトラーの  
 一 Mem Kampf ] の中に既に貪眼を向す。左  
 ライナウの資源と眼み、日本が、極東に  
 並に北極海の資源と望んで居る事は、容易に

此の防共意識を高揚す。防共より攻撃に發  
 展す。可能性は充分にある。此の兩  
 國は共に、北と南の發展に對しては、暗鬼疑心  
 を抱き、恐怖を抱く必然の理由あり。此の共  
 通の敵に反撃する時期は必ず来る。此の防  
 衛の協定に非ずして、トイツは、ヒツトラーの  
 一 Mem Kampf ] の中に既に貪眼を向す。左  
 ライナウの資源と眼み、日本が、極東に  
 並に北極海の資源と望んで居る事は、容易に



想像され、軍力がある。されば、今日侵略的であり、攻勢的であるドイツに対して、其れが国際聯盟の力を借りたし、或は口力ルノの作制と利するにせよ、或は一ツ防禦同盟の如きもその劇殺とするにせよ、之を以て之を包圍的政策とし、事の無益なるは、以上各国のトイソとの關係に於て、明白な軍力の不足あり、斯る政策は勿論、迫り来る危険を或の時期迄は、亦軍事は出来ぬ。然し乍ら、此の延期は、決して、其れが究極

Handwritten text in a grid format, appearing as bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.



の防止を意味するものではない。結局、ドイツ  
 の現状の困難は、経済せうれ、持てゝ「国  
 に」の事は、絶對的に必要である。  
 ドイツは、今日、世界に要求する資源の  
 再分配の主張は、其の大半は、於て、決して無  
 理のらぬ所がある。國内産業の原料  
 は勿論、國民の生活の基礎となる諸種の衣履  
 住の原料は、尙然と外國に仰ぐねばならぬ。單  
 一の資源の、之に對して、世界の各國が、單  
 に感情論的、或は自國防衛の利的主張より、

國政研究会

(Faint handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page.)



拒否すの事は、正義に反すの事と受けければ、  
 らぬ。従つて、真に欧州の平和を欲すの者は、  
 斯くとも、最小限の各国の正義の要求に應ず  
 る標を準備せよとの事は、  
 結局、茲に於ては、組織化せられたる欧州  
 を持つて云ふ事は、第一の肝要事とすべし。  
 あるが、更に、斯くの組織へと至る過程に於  
 て、先ず第一にドイツが何を欲すのを知り、  
 之に對して、正義と寛容の政策を以て、  
 對應するものを受けければ、永久に平和は招来す。

拒否すの事は、正義に反すの事と受けければ、  
 らぬ。従つて、真に欧州の平和を欲すの者は、  
 斯くとも、最小限の各国の正義の要求に應ず  
 る標を準備せよとの事は、  
 結局、茲に於ては、組織化せられたる欧州  
 を持つて云ふ事は、第一の肝要事とすべし。  
 あるが、更に、斯くの組織へと至る過程に於  
 て、先ず第一にドイツが何を欲すのを知り、  
 之に對して、正義と寛容の政策を以て、  
 對應するものを受けければ、永久に平和は招来す。



得方いである。イタリイは、通商の状態に於ては、ドイツ  
 に比して、急迫の程度は低く、且つ、  
 不満を表明し得るに至ることは居らぬ。従  
 つて、イタリイは、ドイツ程に、欧州平和に  
 対する危険性の高火と云ふよりも、むしろ、  
 右の輩である。然し、以上は、単に通商の  
 状態に就て云ふの事である。近時、高、度

此の通りである。イタリイは、通商の状態に於ては、ドイツ  
 に比して、急迫の程度は低く、且つ、  
 不満を表明し得るに至ることは居らぬ。従  
 つて、イタリイは、ドイツ程に、欧州平和に  
 対する危険性の高火と云ふよりも、むしろ、  
 右の輩である。然し、以上は、単に通商の  
 状態に就て云ふの事である。近時、高、度



全に解決するに及ぶに居るが、東北アフリカ  
 並に地中海に於ける状態は、必ずしも定石通  
 りの発展を許さないのである。  
 イタリアには、石油を含む一切の鉱物を欠き、  
 綿毛第一とする諸種の原料は産出せられず、  
 パタリ、肉類の生活必需品すら輸入に俟つ状  
 態有りである。しかも、イタリアは、英国の  
 如くに、其の輸入相手国を、自己の自治領域  
 特殊肉係国より求め、事じ不可能であり、  
 其の運送手段たる船舶輸送の確保力も有して

此の如き状態に於て、  
 其の輸入相手国を、  
 特殊肉係国より求め、  
 事じ不可能であり、  
 其の運送手段たる船舶輸送の確保力も有して



居るに在りてある。又、英國の如くは、自國  
 生産品の輸出に對して、市場に一定の居  
 るに在りてある。下人の如くは、其の近  
 隣國より或る程度、輸入を確保する手段を有  
 するも、イタリヤに於ては、全人加之加  
 居ると云ふを得。従つて、平時戰時とも向  
 たりて、加へられたる経済的圧迫は、  
 他の何れも國家より致し得る所あり、殊に敵  
 國に對する封鎖の行はれたる場合は、國民の  
 死すの外は、在りてある。

此の通り、英國の如くは、自國  
 生産品の輸出に對して、市場に一定の居  
 るに在りてある。下人の如くは、其の近  
 隣國より或る程度、輸入を確保する手段を有  
 するも、イタリヤに於ては、全人加之加  
 居ると云ふを得。従つて、平時戰時とも向  
 たりて、加へられたる経済的圧迫は、  
 他の何れも國家より致し得る所あり、殊に敵  
 國に對する封鎖の行はれたる場合は、國民の  
 死すの外は、在りてある。







果して如何なる基礎の下に、現在の特權を  
 有せる國と、有せざる國との間の危険を對  
 立状態を終止せしむ可き歐洲の均衡を得可き  
 であるか？ 斯る問題に對して回答の在る  
 人の前に、今世紀に於て、國家、民族の基本  
 的目的は何にあるかを決定する事は、必要に  
 非ざる。更に、現在、各國家民族は何を欲し、  
 何の方向に動かし、あるかをも問はねば、  
 大に如何なるかある。

歐洲の均衡の基礎  
 果して如何なる基礎の下に、現在の特權を  
 有せる國と、有せざる國との間の危険を對  
 立状態を終止せしむ可き歐洲の均衡を得可き  
 であるか？ 斯る問題に對して回答の在る  
 人の前に、今世紀に於て、國家、民族の基本  
 的目的は何にあるかを決定する事は、必要に  
 非ざる。更に、現在、各國家民族は何を欲し、  
 何の方向に動かし、あるかをも問はねば、  
 大に如何なるかある。



合理的ト云フニ、吾人は次の如キト云フ、  
 各国家の目的として與得べき者一ツあり、  
 一、自己の民族に屬するすべての人民の境  
 内の支配、  
 二、  
 三、  
 且つ、自己の隣邦国の生活標準に劣らざる生  
 活を維持し得べき食料品、諸種の原料品の經  
 済的資源並に其の市場に對する完全なる支配  
 を希す事

合理的ト云フニ、吾人は次の如キト云フ、  
 各国家の目的として與得べき者一ツあり、  
 一、自己の民族に屬するすべての人民の境  
 内の支配、  
 二、  
 三、  
 且つ、自己の隣邦国の生活標準に劣らざる生  
 活を維持し得べき食料品、諸種の原料品の經  
 済的資源並に其の市場に對する完全なる支配  
 を希す事



三、以上ノ諸種ノ経済的資源ヲ有效ナル南  
 洋、或ハ国内行政ノ適宜ノ遂行ニ對シ、最も  
 必要ナル諸種ノ交通手段ナル河川、鉄道、  
 道路、運河ニ對テ、必要ナル支配ヲ示ス  
 四、戦時防衛上ニ必要ナル可欠ナルヲ示ス  
 五、資源ノ南洋交通機關ニ對シ、必要ナル  
 可キ地理的諸要點ナル山峽、河川、沼  
 澤、島嶼、運河等ノ支配ヲ示ス  
 六、自己ノ隣邦国並ニ假想敵国ニ對スル  
 安全性ヲ付與セリ、可キ軍事上ノ諸要領ヲ

Handwritten text in a grid format, likely a continuation of the notes on the left page. The text is very faint and difficult to read.



確保  
 六、他国が東縛する事案にして、自国  
 の及び拘束する、か如き事案より、法律  
 的並に事案的の定圧たる解放。他国の特権  
 と有する事項にして自国の有せざる事項に當  
 する法律の並に事案的なる定圧たる平等要求  
 と希望せらるる  
 以上の国家目的か、絶対的の或は「持てる」  
 国と同程度に達成せられんか、否か、  
 否、イナリ、ハニカリ、オーストリア、

11. 11. 2000  
 10x20  
 11. 11. 2000



ブルガリヤ、リトヤニヤ等の諸国は、次第に侵略的になり、去る。英、佛、チエツゴスは、キヤ、ユーゴスラビヤ、ルーマニヤ等の小協約国並に他の「持てる」国は、自己の特権が侵されざる限り、平和的に働く事は、以上の諸国家目的の如、甚くとも他国と同様の程度に達成せられて居るか故であると言ひゆかたうぬ。茲に於ては、所謂「持たざる」國以上の國の目的要求を、現在の「持てる」國と同程度の握るた場合、此の「持たざる」國は、新

國政研究會

六、英國、蘇俄、ルーマニヤ、チエツゴス、ユーゴスラビヤ、リトヤニヤ等の諸国は、次第に侵略的になり、去る。英、佛、チエツゴスは、キヤ、ユーゴスラビヤ、ルーマニヤ等の小協約国並に他の「持てる」国は、自己の特権が侵されざる限り、平和的に働く事は、以上の諸国家目的の如、甚くとも他国と同様の程度に達成せられて居るか故であると言ひゆかたうぬ。茲に於ては、所謂「持たざる」國以上の國の目的要求を、現在の「持てる」國と同程度の握るた場合、此の「持たざる」國は、新



へ獲得した自己の特権が侵されざる限り、保  
 守的になり、平和的になり、予想は充分なま  
 りである。然し乍ら、反面に於て「持てこ  
 国が自己の地位に対する版土の結果として、  
 今日の一持たざる」国が地位上「相対的に劣  
 の場合、此の奪はれたる国の、再び侵略的  
 な事もあり、充分に予想せられざる事がある。  
 然し乍ら、各国家に對して、其の總てを以  
 非ずとし、勘ぐるとも其の最重要なる部分に  
 し、或る種の平等を與へ得る可能性もある

獲得した自己の特権が侵されざる限り、保  
 守的になり、平和的になり、予想は充分なま  
 りである。然し乍ら、反面に於て「持てこ  
 国が自己の地位に対する版土の結果として、  
 今日の一持たざる」国が地位上「相対的に劣  
 の場合、此の奪はれたる国の、再び侵略的  
 な事もあり、充分に予想せられざる事がある。  
 然し乍ら、各国家に對して、其の總てを以  
 非ずとし、勘ぐるとも其の最重要なる部分に  
 し、或る種の平等を與へ得る可能性もある



の問題に甚しく疑はしいのである。著者は、  
 現在、歐洲の国境を基礎とし、更に其の国境  
 の問題を離れ、現在、国家主権の概念は、  
 正しくしては、至らざる事、不可能なりと  
 して居るのである。現在の国境を維持するに  
 於ては、或る国家は他国に對して、前述の如  
 き六個の国家目的に於て、必ず優劣の差を生じ  
 しの得るのであり、現在の国家主権の概念を  
 以つてしては、自己の国境に於ける一切の  
 人種、経済、資源、交通機關、軍事の要請に

國政研究会

(Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page)



之排他的支配たる關係上、之と關係ある他  
 国家は、其れより受くる當然の利益、国家  
 生存の危機を受けざるを得ない状態となつて  
 である。此の事は、現在のドイツが、現状の  
 國境を以つてしては、人種、經濟、地理、軍  
 事の諸点に於て、永久に不満を抱く事を示す  
 がある。同時に又、ドイツ國及び於ける現  
 在の主權概念を以つてしては、ドイツ國及び  
 於ける諸種の小數民族は永久に為待せられ  
 ない不満を抱く事を示して居る。

入無、... 國境、... 關係、... 利益、... 生存、... 危機、... 當然、... 利益、... 状態、... である、... 現在、... ドイツ、... 國境、... 人種、... 經濟、... 地理、... 軍事、... 諸点、... 永久、... 不満、... 抱く、... 事を、... 示す、... がある、... 同時に、... 又、... ドイツ、... 國境、... 及び、... 於ける、... 現、... 在、... の、... 主、... 權、... 概念、... を、... 以、... つ、... て、... し、... て、... は、... ドイツ、... 國、... 及び、... 於、... ける、... 諸、... 種、... の、... 小、... 數、... 民、... 族、... は、... 永、... 久、... に、... 為、... 待、... せ、... ら、... れ、... ない、... 不、... 満、... を、... 抱、... く、... 事、... を、... 示、... して、... 居、... る、... 。



ドイツ語を使用する人民は、リトアニア、ポー  
 ランド、キエフ、オーストリア、イ  
 タリートの生活する、居留地なきも有り、之  
 等がドイツ語を使用する人民は勿論、ドイツ  
 国民も之に對しては充分に不満を捨て得ない  
 のである。若しは將來に於て、ドイツが露寧  
 に勝つ、或は他の方途を以て自己の目的を  
 達成する事ありとせば、ドイツ語を使用する  
 人民が、ドイツ帝國に包含せられ、多量の  
 リトアニア人、ポーランド人、キエフ人、イ

*[Faint handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*



たりし人は、再此ドイツ国内に包含せし  
 れる可く、同じき不満が彼等の上に残る  
 べき。而して、彼等ドイツと其隣邦国との  
 間に、民族自決に基付く絶対的公平な國境  
 が調整せられたとしても、其處に於ては、根  
 拠なき、外國に居住するドイツ語を使用す  
 る人民と、ドイツ国内に居住するドイツ語を使用  
 せず、人民の存在は根拠なきに至らざる可  
 く、此の少数民族の権利が常に無視せられ、  
 此の少数民族が常に其の居住國に對して忠誠

國政研究会

此の少数民族が常に其の居住國に對して忠誠



慮がある。現代の世紀に於ては、民族の忠誠  
 先ず第一の可き第一要素は、民族の忠誠  
 可きであるか？ 果して之を如何にす  
 維持の前提となす可き国家間の平等均衡を主  
 子得ないものとするか、果して之を如何にす  
 若し、現在の国境並に主権概念の平和  
 権概念の増く限り、同じ状態を繰り返す  
 ことと考へられたいのである。之は今日の主  
 権概念の増く限り、同じ状態を繰り返す  
 ことと考へられたいのである。之は今日の主  
 権概念の増く限り、同じ状態を繰り返す  
 ことと考へられたいのである。之は今日の主

此の兩者の不滿は、消滅す  
 之は今日の主  
 権概念の増く限り、同じ状態を繰り返す  
 ことと考へられたいのである。之は今日の主  
 権概念の増く限り、同じ状態を繰り返す  
 ことと考へられたいのである。之は今日の主  
 権概念の増く限り、同じ状態を繰り返す  
 ことと考へられたいのである。之は今日の主



か、他の階級的、民族的、宗教的忠誠に比し  
 二、強ひる事を示して居るのである。自己  
 民族のたぐひに排他犠牲が如何に残酷であつて  
 也、決して其れを惜しまないであらう。従つ  
 二、今日民族の基礎を無視して他の基礎の上  
 に国家の環境を劃定し、国家体系を建設せんと  
 するの如きは、結局紛糾を求めに等しいも  
 のがある。民族意識を重視する事が、現  
 在の権力の乱用を来たし、欧州平和を破壊し  
 二、あるものである。

11. 11. 2000  
 10x20  
 國政研究会



従つて、現在、歐洲の均衡の第一の基礎  
 あり、歐洲平和の第一の必要條件は、各民族  
 團體が他國家と互に平等の立場に立つて、國  
 家を形成せしむる事を許容するに在るべきであ  
 る。而して、民族性は、決して軍力と軍事政  
 要素に依るよりも甚しく感情の要素を含有し、  
 單に血と云ふ事案を以てする。其の有する文  
 化の同一性も充分に考慮せられ、可く、従つ  
 て、一民族の形成の基礎は、其の民族を包  
 含せられ、可き人民の間に肉の手段、即ち人民

國政研究會

11. 11. 2000  
 國政研究會  
 10x20



投票正以フ可キモ有ラズ。民族国家ノ成立後トシテ、其ノ人民投票ニ加ラズトシテ人民ハ、当然ニ他国ノ領域ニ止ラズ余儀ナシセラレカオラズ。従フニ、平等ノ少数民族ニ対シテハ、一、本國民族ト至ク同様ノ社会、宗教、文化、経済的權利ノ確保、絶對的法律的平等ノ把持。二、自己民族ノ外国ニ於テ、著シノ間ノ文化的交渉ヲ維持スル權利。三、地方的事項ニ関スル斯ノ少數民族ノ行政上ノ自治加與ハスルニ居ル事

國政研究會

Handwritten text in a grid format, appearing to be a continuation or a separate section of the document. The text is mirrored from the left page.



必要とする必要がある。斯くの國際義務  
 且、公正有效下の手段を以て之問題を處置す  
 べきものなり。此の如き目的を有  
 するものは、以上より如き民族國家の發生は、  
 其れが民族を基礎とする点に満足はあつても、  
 其の内部に於ける經濟的軍事的利害に關し  
 て完全なる平等を得たり限り、依然として政  
 治の平和は得られざる。従つて、此の  
 目的の達成には、國際的保障並に統制の機構  
 を設置する必要がある。斯くの國際義務  
 は、公正有效下の手段を以て之問題を處置す  
 べきものなり。此の如き目的を有

國政研究會

必要とする必要がある。斯くの國際義務  
 且、公正有效下の手段を以て之問題を處置す  
 べきものなり。此の如き目的を有  
 するものは、以上より如き民族國家の發生は、  
 其れが民族を基礎とする点に満足はあつても、  
 其の内部に於ける經濟的軍事的利害に關し  
 て完全なる平等を得たり限り、依然として政  
 治の平和は得られざる。従つて、此の  
 目的の達成には、國際的保障並に統制の機構  
 を設置する必要がある。斯くの國際義務  
 は、公正有效下の手段を以て之問題を處置す  
 べきものなり。此の如き目的を有

國政研究會



不可きも、  
 一、 自国領域に於ては、食料品、諸種原料品、供給に於て不充分の国家に對しては、資源に剩餘ある他国家より之を分與し、市場に交易の便宜を得しむる合理的なる權利を保障する。

二、 多數の民族国家は、地理的經濟的の單位とも見らるる所なれば、土地に在する場合、之等の諸国家は、其の集團的行動に依るべし、聯邦的利便に依るべし、其の土地の物質的

國政研究會

此の如きものは、自國領域に於ては、食料品、諸種原料品、供給に於て不充分の国家に對しては、資源に剩餘ある他国家より之を分與し、市場に交易の便宜を得しむる合理的なる權利を保障する。

二、 多數の民族国家は、地理的經濟的の單位とも見らるる所なれば、土地に在する場合、之等の諸国家は、其の集團的行動に依るべし、聯邦的利便に依るべし、其の土地の物質的



利害に當りては、一、全体として處置するの事を確保するの事

三、軍事的には、全く不利な地位にある民族國家に對しては、其の近隣國に前者の軍事的不利益を利用せざるの保障を與へ、以上の民族國家の形成に對して、國境劃定に特に不都合ある地位は、之を該國家の領域とらしむべし

四、其の他の理由に依り、特に防禦の勢力の弱き國家は、他國と同等なる安全を保障せ

Handwritten text in a grid format, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.



以上、事  
 以上の如き「持て」国、行爲の自由を制限  
 し「持たせ」国の不利を消滅する可如き  
 方法の實現は、現在の国境と現在と理解せし  
 り、主權概念を以つてしては、到底不可能な  
 事である。結局、其の事は一「欧州新國  
 の創設を前提とし、その得る事である。  
 極端な利己主義の下に、各國の權益の伸張  
 と他國の犠牲の強要の間に生れ得る今日  
 の政治状態の欧州に、自由と公正の下に

國政研究會

以上、事  
 以上の如き「持て」国、行爲の自由を制限  
 し「持たせ」国の不利を消滅する可如き  
 方法の實現は、現在の国境と現在と理解せし  
 り、主權概念を以つてしては、到底不可能な  
 事である。結局、其の事は一「欧州新國  
 の創設を前提とし、その得る事である。  
 極端な利己主義の下に、各國の權益の伸張  
 と他國の犠牲の強要の間に生れ得る今日  
 の政治状態の欧州に、自由と公正の下に

國政研究會



各民族を基調とする欧州聯邦國の實現は、  
余りにもし甚しき飛躍である。歐州  
の斯ういふ状態の實現を以て、始りて欧州  
の均衡は保たれ、斯ういふ前提の下に、欧  
州の平和は維持せられ、従つて、欧州平  
和を命ずるも、斯ういふ以上、欧州平  
和の努力を以て、義務あり、斯ういふ代償を  
受け受くる。斯ういふ代償を甘受せ

Handwritten text on page 50, appearing as bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.



植民地

歐洲に於ける各国の均衡の問題は、当然に植民地並に勢力範囲に及ぶべきである。而して此の問題は更に外交、財政、経済上の地位に關する諸持権の問題を生ずるのである。

英佛の植民地勢力範囲に対する帝國主義的政策は、必然的に「持たざる」国々との獨逸に對する地域經濟軍事に亘る恐威を示すに力するに支ふる。更に考慮せしむべきは、植民地的地位に置かれざる後進國の其れを利用

植民地

歐洲に於ける各国の均衡の問題は、当然に植民地並に勢力範囲に及ぶべきである。而して此の問題は更に外交、財政、経済上の地位に關する諸持権の問題を生ずるのである。

英佛の植民地勢力範囲に対する帝國主義的政策は、必然的に「持たざる」国々との獨逸に對する地域經濟軍事に亘る恐威を示すに力するに支ふる。更に考慮せしむべきは、植民地的地位に置かれざる後進國の其れを利用



す。先進国との間の協定がある。アフリカに於ける正午オピヤ、アフリカに於ける如くに、其の政治文化に於て未発達な国に於ては、其の隣邦国との先進国との間に特に著しき差の差を存する限り、常に国際問題と惹起せざるを得ないものである。従って、若し於ては、特に後進国の欠陥を補正す可き資本の投下、技術の援助等に關して、平和的規定を設け、後進国の差を補せんとす。先進国の行動をも、特定の規定の下に律する必要がある。

す。先進国との間の協定がある。アフリカに於ける正午オピヤ、アフリカに於ける如くに、其の政治文化に於て未発達な国に於ては、其の隣邦国との先進国との間に特に著しき差の差を存する限り、常に国際問題と惹起せざるを得ないものである。従って、若し於ては、特に後進国の欠陥を補正す可き資本の投下、技術の援助等に關して、平和的規定を設け、後進国の差を補せんとす。先進国の行動をも、特定の規定の下に律する必要がある。



39である。伊国が正しくあり、  
 本が支那に於ける如く、帝の後進国の人  
 民が感情的に反抗する事あるを防止する商切  
 手、平叙と講ずる事、絶対必要ありである。  
 然し乍ら此の問題甚。此の兩者が国家間に  
 不公平不平等の存する限り、容易に解決し得  
 ない問題である。  
 今日痛者の中には、植民地、勢力範囲の維  
 持、結局、其の南境の<sup>費用</sup>、外交軍事行  
 政上の費用と合算する時は、決して母国の利

11-11. 2.000  
 10x20  
 11-11. 2.000  
 10x20



益とは方々なりと主張する者がある。例へば、夕ラノクノ如き。其ノ最近ノ著述に於て、過去五十年間、巨額ノ帝國主義政策を維持し、大國家は、其ノ植民地或は勢力範圍とシテ全部ノ貿易に依リ利益より、其ノ南洋其ノ他ノ費用ノ方々、是レに大ニあり、事々求ヘシ居ル。此レが、勿論、英米ノ如キ國家は、此レが、其ノ對シテ充分なる賛意を表示するにあり、而シテ、之に依リ、其ノ植民地

國政研究會

Handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. The text appears to be a continuation of the discussion on international relations and colonial policy.



勢力範囲より搾取せしむるに非ずとすべし  
 うる。更に、英米は、斯くの論述を以て、  
 自己の植民地を「持たざる」国に對して讓渡  
 する事を拒否する理由となさんとすべし  
 う。然し乍ら「持たざる」国は、現在、此の新  
 義に對する賛意を表明するものはなく、之等  
 の國家が、自己の存する僅山の植民地を讓渡  
 するの意志なきは勿論、新植民地獲得の野心を  
 捨てざるも亦いふべし。勿論、クローチ氏  
 の論述は、事實に於て是正しいものなり。

國政研究會

Handwritten text in a grid format, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side of the page.



全体としてこの国家は、植民地に対しては「  
 投資者」の立場にあるのである。然し之は單  
 に経済上の問題に止るものではなく、国民の  
 有する主権主義的意識、軍事外交上の利  
 益は、之を無視し得ないと同時に、英佛米と  
 は異なり、人口の稠密なる国家に於ては、一  
 寸の土地も之を要求する事は自然なる事であ  
 る。従つて、植民地勢力範囲に対する要求は、公  
 正に之を考へ、「持ちこた」るに對しては、  
 正義の理念の下に對處する事は必要不可欠

11-11. 2000



ある。要するに茲に於ては、斯くの殖民地勢力範囲に對する機會の均等が叫ばれる。居るが、

以上の關係を調整する基礎として、先ず第一に 國際聯盟の委任統治の原則が、嚴正に行はれる事を必要とする。即ち、其れは、土人の權利を優先的に尊重し、各土人に對しては、彼等の傳統習俗の中に發展せしむる條を援助し、若し彼等にこれ政治経済的に獨立し得る能力を有するに至る下階には、彼

Handwritten text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mirrored and difficult to read clearly.



等に對して獨立を許容し、各國家は該地域に  
 對して直接植民地の權利を有するに否とに  
 拘らず、各植民地域に於ける法律上の平等權  
 並に經濟上の機會均等權を許容せられ、可  
 も、そのうち、斯くの委任統治の原則  
 は一九一九年のドクトルによる奪取せ  
 れた植民地並に英佛の自の諸國に對して適用  
 せられ、可きものとあり、然し乍ら、單に  
 其れのみならず、先進國と後進國との關係に  
 對しては通用せられ、可きものとある。斯

等、對して獨立を許容し、各國家は該地域に  
 對して直接植民地の權利を有するに否とに  
 拘らず、各植民地域に於ける法律上の平等權  
 並に經濟上の機會均等權を許容せられ、可  
 も、そのうち、斯くの委任統治の原則  
 は一九一九年のドクトルによる奪取せ  
 れた植民地並に英佛の自の諸國に對して適用  
 せられ、可きものとあり、然し乍ら、單に  
 其れのみならず、先進國と後進國との關係に  
 對しては通用せられ、可きものとある。斯







結 論  
 今日「持」の「国」は「持」の「国」の「間」の「抗  
 争」に「至」る「無」疑「義」に「隔」て「居」る「欧」洲「上」の「組  
 織」体「に」て「其」の「中」に「平」和「的」に「紛」争「を」處「理」し「得  
 る」機「會」は「有」ら「ず」可「き」事「は、」各「国」家「の」熱「烈」な「要  
 求」に「對」して「あ」る。其「れ」に「は、」前「述」の「如」く「滿」洲「事  
 件」に「先」ず「第」一「に」解「決」さ「れ」て「居」ら「ね」ば「有」ら「ぬ」如「き  
 事」は「あ」る。  
 國際聯盟、世界平和の維持に對する國際  
 機関としての、常設國際司法裁判所、或は國際

結 論  
 今日「持」の「国」は「持」の「国」の「間」の「抗  
 争」に「至」る「無」疑「義」に「隔」て「居」る「欧」洲「上」の「組  
 織」体「に」て「其」の「中」に「平」和「的」に「紛」争「を」處「理」し「得  
 る」機「會」は「有」ら「ず」可「き」事「は、」各「国」家「の」熱「烈」な「要  
 求」に「對」して「あ」る。其「れ」に「は、」前「述」の「如」く「滿」洲「事  
 件」に「先」ず「第」一「に」解「決」さ「れ」て「居」ら「ね」ば「有」ら「ぬ」如「き  
 事」は「あ」る。  
 國際聯盟、世界平和の維持に對する國際  
 機関としての、常設國際司法裁判所、或は國際



労働機關を創造したるであらば、更に之等  
 に並行する機關として、國際衡平裁判所、國  
 際警察、歐洲會議或は議會の創設に向つて努  
 力すべきである。更に、調査機關の如きもの  
 を創設して、各國の資源収容を檢討し、之に  
 對して正義に基付く報告を提出せしめ、或は  
 國際紛争に於て非干渉的委員會の如きものを  
 組織して、公平にして有效なる處置手段を講  
 じしめ、事か必要なるものあり。

英國の地位は、比較的歐洲に於て、其の傳

此の如きものあり。必要なるものあり。

英國の地位は、比較的歐洲に於て、其の傳



統より見ては、中立の色彩を有するものがある。以上は平和機構に対する英国の努力と、其期待される可きものがある。持たざる国は抱く恐怖の一持たざる国は抱く不満との間に、今日の欧州に於けるドイツにワリがある。此の兩者の抱く恐怖は、師と不満の危険なる事象と、兩者の群に分水を行く人として居るものである。而して、斯の兩者の単に比較的中立の立場にあるもの、その解決し得る事がある。

此の兩者の抱く恐怖は、師と不満の危険なる事象と、兩者の群に分水を行く人として居るものである。而して、斯の兩者の単に比較的中立の立場にあるもの、その解決し得る事がある。



各国の政治家は、今日に於て、以上、国際  
 王橋海しす、重大方針を保持して居るが、  
 あり、單に自国を中心として政治の運用を  
 するに於ては、結局自国自身を滅亡する原因を  
 作すものなり、これを忘るるは、  
 好む。

11-11-2000  
 國政研究會  
 11-11-2000  
 10x20



批判

前ハンカリー首相、ステューブリン、アスレル首相は、此の著に對して次の如く批判して居る。

「カールソン氏、亦しく在歐洲平和の基礎は、特權國と非特權國との間の調整にある占據に正し。而して其れが單に歐洲に於ける少イルソレ式の民族自決の原則の實現に依るは招來の如きものと同様に正し。而して以上の平和維持の手段としての國際機關を設置し之に依る集團の保障を得んとす

Handwritten text in a grid format, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.



南阿聯邦司法大臣 J.C. スマツツ博軍は

試みの中は正しむるは存在する。然し右  
 ら。現在ノ腐敗セ、国際聯盟ノ機構を以て  
 し。決して以上ノ役目ヲ履行すノ能力は存  
 在する。ガバル氏曰、要するに問題を  
 理論的ニ解決し、右ノ過を去る。最も重要なる  
 事は、実践的ニ、斯、ガバル氏ノ指摘し  
 たる理想を實現する能力あり。且つ熱意あり。政  
 治家ノ得來に於て生れ。の否あり。L

試みの中は正しむるは存在する。然し右  
 ら。現在ノ腐敗セ、国際聯盟ノ機構を以て  
 し。決して以上ノ役目ヲ履行すノ能力は存  
 在する。ガバル氏曰、要するに問題を  
 理論的ニ解決し、右ノ過を去る。最も重要なる  
 事は、実践的ニ、斯、ガバル氏ノ指摘し  
 たる理想を實現する能力あり。且つ熱意あり。政  
 治家ノ得來に於て生れ。の否あり。L



次ヲ知テ批判セ下シ居テ  
 此ヲ著述ハ、一ノアカデミックな論文ト  
 シ、日、歐洲平和ノ問題ト尙才、非常ニ有力  
 且、調査ノ行き届カ左モのである。然し作  
 者、此ノ著書ハ、全く現代ニ於テは非実際的  
 政治ヲ論じ居ルモのである。此ノ理想の案  
 現ハ、高幾多ノ年月を必要とするであらう。  
 現在ノ歐洲ノ状態ナリすれば、次ノ諸点ハ、甚  
 しき困難を有するものである。  
 一、此ノ著書ハ、現実ノ歐洲ノ回復ノ再創

極度之困難を有する。一、此ノ著書ハ、  
 一ノアカデミックな論文トシ、日、  
 歐洲平和ノ問題ト尙才、非常ニ有力  
 且、調査ノ行き届カ左モのである。然し作  
 者、此ノ著書ハ、全く現代ニ於テは非実  
 際的政治ヲ論じ居ルモのである。此ノ  
 理想の案現ハ、高幾多ノ年月を必要と  
 するであらう。現在ノ歐洲ノ状態ナリ  
 すれば、次ノ諸点ハ、甚しき困難を有  
 するものである。  
 一、此ノ著書ハ、現実ノ歐洲ノ回復  
 ノ再創



定と主張すとも、然し乍ら此の事と居る事  
 子た、實現之火とも考へらる中、且つ其  
 事の進行は、更に大なる用亂を招ししりあ  
 3。  
 二、此の理論は、列強の主權の放棄を意味  
 し、財政経済特に軍事に關して國家の排他的權  
 利を放棄せしめんとすものである。此の事  
 は、果して現状に於て望み得べき事か、  
 三、「持たざる」國は、果して、著者の云ふ新  
 委任制度を求め居るべきありやか、  
 單に之

1. 委任制度の實現は、列強の主權の放棄を意味し、財政経済特に軍事に關して國家の排他的權利を放棄せしめんとすものである。此の事は、果して現状に於て望み得べき事か、

2. 「持たざる」國は、果して、著者の云ふ新委任制度を求め居るべきありやか、單に之

3. 此の理論は、列強の主權の放棄を意味し、財政経済特に軍事に關して國家の排他的權利を放棄せしめんとすものである。此の事は、果して現状に於て望み得べき事か、



大の満足し得るものがあるか。然し著者  
 主張に於ては、甚くとも、此が巨か。最も容易  
 易に実現さし得る可能性を有するものか否  
 にかんして

大の満足し得るものがあるか。然し著者  
 主張に於ては、甚くとも、此が巨か。最も容易  
 易に実現さし得る可能性を有するものか否  
 にかんして

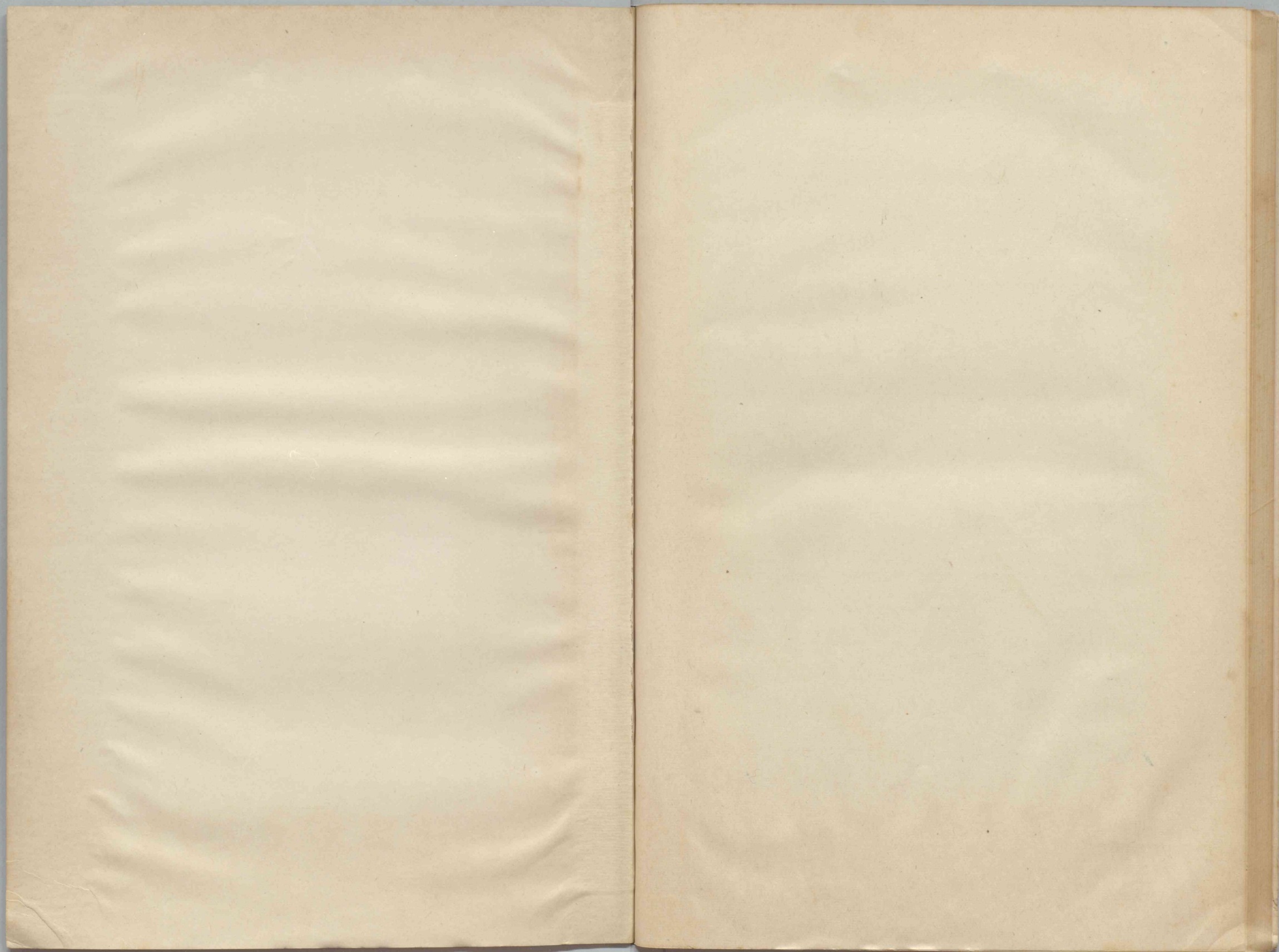














群馬県立図書館



0707169-9